

# 「空き家」を放置すると……

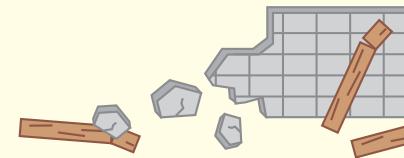
周辺に迷惑をかけてしまう“危険な空き家”になるかもしれません。

## チェックシート

- 樹木や雑草が道路や周辺に越境していない。
- 樹木や雑草が生い茂っていない。
- ゴミが放置されていない。
- 悪臭が発生していない。
- 害虫や動物が棲み着いていない。
- 家屋の一部が剥がれたり落下していない。
- 建物やブロック塀などが傾いていない。



所有者の方にも、こんなリスクが発生するかもしれません。



## 周辺への被害による 損害賠償のおそれ

## 改修・修繕のための 費用増大のおそれ

## 固定資産税・都市計画税の 税額増加のおそれ

## 市から指導、勧告、命令等の 処分を受けるおそれ

# 危険な空き家にしないために できること！

## 管理

- 人が住んでいない住宅は早く傷みます。
- 定期的に通風・換気・通水・草刈りなどを行いましょう。
- 遠方に住んでいる場合は、民間業者の「空き家管理サービス」を利用する方法もあります。

## 解体

- 建物の管理が不要になります。
- 更地の方が、買い手や借り手を見つけやすくなる場合があります。
- 土地活用の可能性は場所により異なります。また、固定資産税が高くなる場合もあります。

## 発生 予防

- 建物を誰に引き継ぐか、利活用(処分)の方法などを親族で話し合い、決めておきましょう。
- 緊急の場合に備えて、近隣や町内会などに親族の連絡先を教えておく方法もあります。

## 売却・ 賃貸

- 買い手、借り手を見つけるには、不動産業者に仲介を依頼するのが一般的です。
- 売却、賃貸の可能性は、場所によって様々です。

## 具体的にどうすればいいの？

## 相談 まずは春日井市に ご連絡下さい。

春日井市があなたの相談内容をお聞きして、空き家の利活用や問題解決に最適な専門業者をご紹介します。

